

令和7年度 夏季インターンシップ実施要領（土木・設備・環境職）

令和7年5月21日
管理本部人事部採用課

1 趣旨

本要領は、大学院、大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という）に在籍する技術系学生を対象として、東京水道株式会社（以下「当社」という）において就業体験実習（以下「実習」という）を行う場合における実習方法、実習生の資格要件、服務、その他必要事項を定めるものである。

2 実習の目的

本実習は、大学等の技術系学生を当社において実習を行わせることにより、学生の職業意識を高めるとともに、当社の業務について理解を深めることを目的とする。

3 実習生の資格要件

土木職：大学等において、土木工学系の学科に在籍する学生で、原則として、令和9年3月に卒業・修了予定の者もしくは卒業・修了後3年以内の者

設備職：大学等において、電気・機械・電子・情報工学系の学科に在籍する学生で、原則として、令和9年3月に卒業・修了予定の者もしくは卒業・修了後3年以内の者

環境職：大学等において、化学・薬学系の学科に在籍する学生で、原則として、令和9年3月に卒業・修了予定の者もしくは卒業・修了後3年以内の者

4 実習期間と募集人数、申込期限

① 令和7年8月 4日（月）～8月 8日（金） 5日間

土木20名、設備6名、環境3名

申込期限：令和7年7月14日（月）

②－1 令和7年8月25日（月）～8月29日（金） 5日間

土木38名、設備6名

②－2 令和7年8月25日（月）～9月 5日（金） 10日間

土木（長期）2名

申込期限：令和7年8月 4日（月）

③ 令和7年9月 8日（月）～9月12日（金） 5日間

土木40名、設備6名

申込期限：令和7年8月18日（月）

5 実習時間

実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

6 実習場所

実習場所は、水道技術本部（東京都新宿区西新宿 6－14－1）または多摩水道技術本部（東京都立川市柴崎町 3－6－14）の課所等とする。

7 実習生の受入れ

- （１）マイナビ 2027 当社企業ページを通じて実習生を募集する。
- （２）当社は、各実習開始の 3 週間前までに受け入れる実習生を選考、決定し通知する。

8 実習に係る費用

（１）報酬

報酬は支給しない。ただし食費については、昼食時のみ、1 食あたり 1500 円を上限として、実費を当社が負担する

（２）交通費

実習への参加に必要な交通費は、全額当社が負担する。各交通手段の予約は実習生が行い、実習終了後、領収書の提出をもって精算する。

（３）宿泊費

遠方からの参加で、やむを得ず宿泊が必要となる実習生については、宿泊一泊につき 2 万円を上限として、実費を当社が負担する。予約は実習生が行い、実習終了後、領収書の提出をもって精算する。

9 服務等の取扱い

- （１）実施期間中、実習生は当社社員としての身分は保有しないが、当社の信用を傷つけ、又は当社の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- （２）上記（１）に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。
- （３）実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- （４）実習生は、実習を欠勤する場合は、事前に人事部採用課担当者に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに連絡することとする。

10 秘密の遵守

- （１）実習生は実習中に知り得た秘密を部外者に実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。

(2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に当社の承認を得なければならない。

1 1 災害補償等

実習生は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、インターンシップ等の賠償責任保険もしくはこれに類する保険に加入しなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償することとする。

1 2 その他

各課所等で独自に実習を企画及び実施する場合には、実習の実施に関し必要な事項は、当該実習機関において定める。

1 3 問い合わせ先

東京水道株式会社 管理本部 人事部 採用課

インターンシップ担当：奈良・寺嶋・今井・小柳

〒163-1337

東京都新宿区西新宿6-5-1（新宿アイランドタワー37階）

電話：03-3343-4562（直通）

E-mail：tw-recruit@tokyowater.co.jp